

大店立地専門家会議（2019.9.2）

議 事

日 時 :	2019年9月2日(木) 10:00~10:53	
会 場 :	札幌市役所本庁舎 18階 第三常任委員会会議室	
出席者 :	委員4名	今野座長、高橋委員、佐藤委員、鈴木委員
	審査担当課7名	交 通：金編交通計画課特定交通施設担当係長、佐竹係員 騒 音：林環境対策課騒音対策担当係長、若浜係員 廃棄物：前野事業廃棄物課一般廃棄物係長、磯崎係員、田中係員
	経済局4名 (事務局)	守屋商業・金融支援担当課長、牛嶋商業・金融支援担当課商業振興係長 島田係員、坂本係員
	傍聴者	0名
	配布資料	会議次第・出席予定者名簿・配席図
事務局(課長)	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>定刻より若干早いのですが、関係者が全員揃いましたので、ただいまから、札幌市大規模小売店舗の立地に係る生活環境影響評価専門家会議を開始いたします。</p> <p>本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>【新任職員紹介】</p> <p>それでは、前回持ち越しとなった審議事項はございませんので、本日の審議に移らせていただきます。</p> <p>本日は、ツルハドラッグ百合が原店及びアクロスプラザ南22条の新設届2件でございます。</p> <p>また、本日は、委員のうち岸委員と道尾委員と橋長委員から、所用のため欠席するとの連絡を受けております。</p> <p>なお、道尾委員からは、二つの案件について事前に質問等を預かっておりますので、審議の際にあわせて議論していただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>ここからの審議は今野座長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p>	
今野座長	<p>ただいま事務局から説明がございましたように、本日の案件は2件となっております。</p> <p>まずは、ツルハドラッグ百合が原店の概要説明を事務局からお願いしたいと思います。</p>	
事務局	<p>【ツルハドラッグ百合が原店概要報告】</p>	
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から報告がありました届け出店舗に関しまして、ご質問、あるいは、審査に当たっての留意事項がありましたらご発言いただければと思います。</p> <p>毎回のことではありますが、交通、騒音、廃棄物の順番で進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず、交通についていかがでしょうか。</p> <p>ちなみに、今日ご欠席の道尾委員から質問、確認事項があったと思いますので、よろし</p>	

	<p>くお願いいたします。</p>
事務局	<p>道尾委員からは、まず一つ目としては、出入り口①は、来客用の6時半からと荷さばき用の6時からの併用ですが、荷さばき用が8時スタートであれば、来客用を6時半に合わせての運用でも良いのではないかという意見がありました。</p> <p>こちらについては、事務局から申請者に確認いたします。</p> <p>次に、出入り口①の右折出庫禁止と②の右折入庫禁止の設定はどのような根拠でしょうか。②は南側に変形交差点が近く、右折出庫の路線合流時にはリスクが高いように思いますがとの意見がありました。</p> <p>こちらは、交通担当からお願いいたします。</p>
交通担当	<p>まず、1点目の出入り口①の右折出庫禁止と②の右折入庫禁止の設定の考え方ですが、これは、関係機関協議ということで、北海道警察の協議で設定したのになっておりまして、最近の警察との協議では、右折入庫について、交通量が多ければ認めないということもあるのですが、基本的には認めている状況です。手前側で右折入庫、奥側で右折出庫というように、基本的には入庫と出庫の動線が交錯しないような設定を認めておりますので、こういう形でやっております。</p> <p>2点目の②は南側に変形交差点が多く右折出庫の合流時にはリスクが高いというお話ですが、A-20ページで数式を用いて示していますが、目の前の合流する道路の交通量と右折出庫、右折入庫する交通量でどれくらい問題があるか、ないかを判断する計算をしております。これは、いずれも右折出庫、右折入庫に関しては問題ないという計算結果が出ておりますので、それに基づいて問題ないと判断しているところです。</p> <p>以上です。</p>
今野座長	<p>ほかにいかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>専門ではないのでよくわからないのですが、A-7ページとA-8ページの一般車両の駐車場への入り方と、搬出入車については出入り口①を左折で入るという設定になっています。一般のお客さんは②から左折で入ることになっていますが、あえて右折で入るべきところを左折で入るというのは何か意味があるのでしょうか。</p>
交通担当	<p>基本的に交通関係は左折入庫、左折出庫がリスクが一番少ない形の動線だと考えております。ただ、お客様に関しては、どうしても右折で入ってくる方もいらっしゃるもので、完全に妨げることはできませんが、搬出車両については、店舗側の管理できちんと制御できると考えて、一番安全な左折入庫、左折出庫でやっております。</p>
高橋委員	<p>安全性が優先ということですね。わかりました。ありがとうございます。</p>
今野座長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>続きまして、騒音についていかがでしょうか。</p>
高橋委員	<p>一つ、二つ申し上げます。</p> <p>B-6の絵に、防音壁があって、防音壁の効果に関する絵が描いてありますが、こちらについては、実際に住居側のレベルを計算的に求めたのでしょうか。もし求めているのであれば示していただけたら大変助かります。多分、ここに示しているのは、地点Aと地点</p>

	<p>Eという2カ所についてレベルが書いてありまして、防音壁は回折効果がありますという絵になっています。これは、見落とししていたら申し訳ないのですが、どこかに計算されたものが示されているのかどうか、お示しいただきたいと思います。</p>
騒音担当	<p>環境対策課の林と申します。</p> <p>この図につきましては、委員がおっしゃったとおり、壁の高さが3メートルで防音効果がありますという根拠資料として出しているということを事業者を確認しました。</p> <p>また、計算結果につきましては、資料にありませんので、事業所にも確認できていないのですが、我々のほうで計算したところによりますと、1.5メートルの地点と比べて1デシベルくらいの違いで、1デシベル高いくらいということで、騒音レベル的には問題のない値かと判断しております。</p>
高橋委員	<p>そんなものは書く必要がないのであればいいのですが、実際の書類以外にも添付書類としてこういうものがあればというのが事業者のほうであるのであれば、示していただけたら非常に助かると思います。</p> <p>もう一点は、予測地点Dについてです。このDを設定している理由と伺いますか、なぜD地点に予測地点を持ってきたのかということが疑問です。そこに空調機等がたくさんあるのですが、なぜ空調機側に地点を設定していないのかということに若干の違和感があります。</p> <p>ぱっと見たときに、何となく空調機側の方がレベルが大きいような気がしたのです。実際に計算していないので何とも言えないのですが、見た目でそんな気がしたのです。</p> <p>夜間については、夜間に動く機械等がありますので、また場所が変わっていると思いますが、昼間についても空調機等が動いていると思いますので、端のほうにD地点を設定した考え方を教えていただければと思います。</p>
騒音担当	<p>確かに、空調機などがある方が機械が多いと思いますので、委員がおっしゃるようなことも考えられると思います。排気と空調機の騒音レベルはほぼ一緒でございまして、委員がおっしゃる懸念もありますので、後で事業者を確認したいと思います。</p>
今野座長	<p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>最後に、廃棄物についてはいかがでしょうか。</p>
佐藤委員	<p>留意事項です。</p> <p>C-2ページです。</p> <p>バック商品が出るということで、生ごみ対策をされることは認識できるのですが、長期保管しないように、計画的な収集運搬をお願いしたいと思います。ビニールにくるまっているから保管しても大丈夫だとなってしまうないように、滞留しないように注意してくださいということをお願いしたいと思います。</p>
今野座長	<p>ありがとうございます。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、委員の皆様からも特段の意見自体はなかったと思います。</p>

	<p>本件の審議結果は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適切かと思われ ますが、ご異議ございませんでしょうか。</p> <p>(「異議なし」と発言する者あり)</p> <p>では、専門家会議として、市として意見はなしとすることが適切であると判断いたしま す。</p> <p>なお、審議の中であった道尾委員から指摘の一つ目については、設置者にご確認いた だくということと、騒音について高橋委員からありました、なぜ空調機側ではないのかとい うことについても設置者に確認いただきたいと思います。また、佐藤委員からありました 留意事項として、長期保存はなるべく避けていただきたいということについて、設置者 に配慮をお願いしていただければと思います。</p> <p>続きまして、アクロスプラザ南22条の概要説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>【アクロスプラザ南22条概要説明】</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま事務局から説明がありましたけれども、この届け出店舗に関しまして、ご質問 あるいは留意事項等がありましたらご発言いただければと思います。</p> <p>まず、交通からですが、いかがでしょうか。</p>
鈴木委員	<p>3点ほど確認したいことがあります。</p> <p>まず、荷さばきの場所についてですが、店舗として、G棟等のあたりは荷さばき施設が ないのですが、これは、荷さばきが必要ない店舗が入る予定となっているのでしょうか。 それとも、何かしたら、トラックがとまるつもりであれば、どこにとまるかということが すごく問題になってくると思います。まだ店舗が決まっていないのでしょうか。</p>
交通担当	<p>A-12ページをごらんください。</p> <p>左下にF-G棟があると思いますが、その左側、後ろのほうに搬出入出口がありまして、 そちらに搬出入車両をとめてやる計画をしておりますので、ないということではないです。</p>
鈴木委員	<p>そうすると、今回は、J棟、I棟、L棟というのは関係ないということになるのですか。</p>
交通担当	<p>A-10ページをごらんください。</p> <p>こちらが搬出入車両の経路になっておりまして、JとHにつきましては、H棟の前に車 をとめられるスペースを設けて、そこから搬出入する形を予定しております。</p> <p>先ほど言いましたF-Gにつきましては、店舗の裏側で搬出入ということですが。D-E については店舗の前という形で計画しております。</p> <p>A-B-Cについては、A棟の北側、A棟の裏側のほうで搬出入するというので、各 店舗とも搬出車両のスペースを設けて計画しております。</p>
鈴木委員	<p>そうすると、H棟あたりが危ないかなというくらいですね。分かりました。</p> <p>2点目は、搬入車両の出入り口①です。ここは、かなり見通しの悪い交差点になってい るので、警察のオーケーが出ていると思いますが、ちょっと危険な感じがしているので、 十分注意していただきたいと思います。</p>
交通担当	<p>今のご指摘の点は、道尾委員からも右折入庫は問題ないかというご意見をいただい ております。計算上は問題ないというのが出ておりますし、道警さんの了承もいただい ており</p>

	<p>ますが、もう一度、事業者にも伝えまして、状況を見て左折入庫するなり対応できるかどうか検討したいと思います。</p>
鈴木委員	<p>最後に、今回のアクロスプラザに限ったことではないですが、日曜日の交通量調査で全て行っています。例えば、今回の場合は、周りに商業施設は特になくて、どちらかというと、学校だったり、住宅街だったり、ここだと特殊で業者が入っているということを考えますと、日曜ではなくて、平日のほうが業者の交通量が多いと考えられます。そうすると、日々の買い物で来ることが多い時に、実は混雑が起こるということです。今、私は、ここを通るときもあるので、だいぶ変わってきているのですが、業者の路上駐車もかなり多いところなのです。住宅ができてきたので変わってきていますが、そういうことを考えると、場合によっては、平日の交通量調査も行って、日曜と休日との差を見て、多いほうで計算していったほうが良いのではないかとということが気になりました。指針に基づいて計算しているのですが、そこら辺についてこれから検討していただければいいと思います。</p>
交通担当	<p>大店立地法の計算上は、店舗は休日の利用客が多いため、休日のピーク時で検討するようになっていることが決まっておりますので、今回の案件は二つともそういう形でやっております。</p> <p>ご指摘のように、平日が多いという場合も考えられると思いますので、店舗の状況や、平日に交通量が多いということであれば、そういうことも検討するようになりたいと思います。</p>
鈴木委員	<p>よろしくお願いします。</p> <p>特に、ここは中学校が交差点のところにるので、開放された子たちがぼっと来るのです。ここはすごく危ない交差点だと思うので、業者の方には平日も注意していただければいいかと思います。</p>
今野座長	<p>ほかはよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>では、道尾委員からも確認事項等がございましたので、事務局からお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>道尾委員から2点ございまして、一つ目は、図3とA-7とA-12について、出入口①の右折出庫禁止と②の右折入庫禁止の設定はどのような根拠かということです。</p> <p>①は北側に変形交差点が近く、右折入庫の待機時に交差点付近まで車両がとどまるように思えます。繁忙日に交通誘導員を可とすれば①を右折入庫禁止、②を右折入庫可とすれば、距離が稼げるのではないかと意見をいただきました。</p> <p>こちらは、交通担当からお願いします。</p>
交通担当	<p>1点目の搬出入の出入口の位置の件については、先ほどいただいたご意見と同じですので、割愛させていただきます。</p> <p>2点目の右折出庫禁止と右折入庫禁止の設定の根拠ですが、先ほどの案件でも述べたように、基本的には出入庫の動線が交錯しないようにということで検討しておりますので、仮に出入庫を変えたりしたら、左折車両と右折入庫が交錯したりという危険性が生じますので、基本的には今の形ということで指導しております。</p>

	<p>また、①は北側に変形交差点が近く、右折入庫の待機時に交差点付近まで車両がとどまるように思えますということですが、交通量的にA-3ページの一番上の出入庫台数の検討というところで、出入り口①の入庫台数は、ピーク時で177台となっております、これは時間ですので、分当たりでやると3台という形が出てきます。</p> <p>道路の交通量的に3台というのは、問題なく右折できるという計算結果も出ておりますので、それほど滞留して交差点に影響が及ぶということは考えられないという判断をしているところです。</p> <p>以上です。</p>
今野座長	<p>それでは、特に設置者側に確認することはないということですね。</p> <p>道尾委員からもう一点ありますね。</p>
事務局	<p>道尾委員からの2点目ですが、説明会実施報告書の2日目になります。</p> <p>26の質疑応答はどのような意図でやりとりをされたのか、質問者は駐車場閉鎖後も歩行者に通れるようにしてほしい、また、その逆ということかという意見をいただいております。</p> <p>こちらについては、申請者にその流れなどを確認しまして返答したいと思います。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、騒音関係に参りたいと思います。</p>
高橋委員	<p>1点目は、お願いになります。</p> <p>B-2ページ、3ページに第10号という表があるのですが、こちらに受音点の高さを書いていただきたいと思います。実は、最初だけをぱっと見ると、どの高さで計算しているのかがわからないのです。最後のほうに計算式がたくさんあって、そちらを見ると高さは書いてあるのですが、ツルハさんもそうだと思いますが、第10号には高さ等が入っていますので、できれば、一目見てわかるような形にしていただければ助かります。これはお願いです。</p> <p>続きまして、もう一点は、先ほどツルハのときにも同じような質問をしましたが、指針上は周りを囲むように4点を選んで、予測なりをしてくださいということになっていると思いますが、先ほどのツルハのように、ぱっと見た目でこの辺に音源がありますというものがあるものであれば、大体このあたりというのは察しがつくかと思いますが、今回の案件のように、音源がいろいろな場所にあり、かつ、周りに住宅が並行に張りついているということを考えたときに、今回、業者さんはA、B、C、Dの4点を選ぶに当たって、どういう考え方で選んだかということをお教えいただければと思います。</p> <p>多分、これだけいろいろな音源がそこら中に散らばっていると、同じ面でもかなりレベルは違うのではないかと感じます。</p> <p>基本的には、考え方としては、その面で影響が一番大きいところで評価すべきなのだろうと思いますので、そういう考え方のもとに、何点か計算してみてこの点を選びましたということがもしあるのであれば、できればそういった資料も、正式な書類としては必要ないかもしれませんが、参考資料的なもので示していただければありがたいと思っております。</p>

	<p>書類的にはこの4点で問題ないと思いますが、ちゃんと確認したいのは、どういう考え方でA、B、C、Dを選んだのかというところです。</p>
今野座長	<p>これは、設置者にとのことですね。</p>
事務局	<p>設置者に確認するようにいたします。</p>
今野座長	<p>他にありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、三つの廃棄物について、よろしく願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>確認ですが、小売店の数がかかなり多くて、テナントも入っていて、併施設だと大店法上は審査しないということになって、責任の所在がよく分からないのです。小売店舗の廃棄物の収集運搬は設置者が契約しているのですか、それとも、小売店ごとに廃棄物の処理の計画を札幌市なりほかの産廃業者なりとしているのですか。</p>
廃棄物担当	<p>事業廃棄物課の前野です。</p> <p>小売店ごとの契約となると思います。</p>
佐藤委員	<p>そうすると、設置者はタッチしていないということになるのですか。</p>
廃棄物担当	<p>そうですね。</p>
佐藤委員	<p>うまくいってなくて苦情が出たときに、では、どこの店舗なのだとはっきりさせるのは非常に難しいと思うのです。話がずれてしまうかもしれませんが、報告書にも、騒音、異臭の問題があったら各テナントに言ってくださいとなっていて、それは非常に難しいのではないかと思います。設置者もしくは全体の管理者に一度報告が行って、そこから是正してくれと言わないと、なかなか各店舗が対応しなくても何のデメリットもないのではないかと思います。とすれば、貸している側から何らかの是正をしてくださいと言わないと、直らないのではないかと思います。ですから、誰が管理するのかということをもう少しははっきりしてほしいということと、苦情があったときの窓口として、もちろん各店舗に言ってもいいのですが、ここの設置者に質問なりが行くようにしていただきたいと思います。</p> <p>質問と要望が混ざってしまって、申しわけありません。</p>
廃棄物担当	<p>何か問題が生じたときは、各店舗に入って、私どもも指導等をするのですが、場合によっては、管理者の方にお話をさせていただいて、両方の側面から指導等をしていきたいと思っております。</p>
佐藤委員	<p>それから、北海市場さんが生ごみを一番出されるので、K棟に生ごみ冷蔵庫を設置されていると思います。先ほどと同じように、冷蔵しているから大丈夫だというわけではなくて、冷蔵設備のメンテナンス等もしっかりしていただいて、異臭が発生しない状況を維持していくという点も注意していただければと思います。</p> <p>これは要望になります。</p>
今野座長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他はよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「なし」と発言する者あり）</p> <p>それでは、委員の皆様からも特段の意見がなかったように思います。</p> <p>本件の審議結果は、市として8条4項に基づく意見はなしとすることが適当と思われま</p>

	<p>すが、異議ございませんでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」と発言する者あり）</p> <p>では、専門家会議としては、市として意見はなしとすることが適当であると判断いたします。</p> <p>なお、審議の中で指摘がございました。</p> <p>例えば、今、佐藤委員からありました生ごみが異臭をしないようにという問題や、高橋委員から、高さを変えてほしい、参考資料ももう少し変えてほしいという設置者に対する確認もありました。また、交通について、道尾委員と鈴木委員からご指摘がありました。特に、3番目の説明会の実施報告書、質疑応答はどういう意図でというところは設置者に確認していただければと思います。</p> <p>では、本日の審議を終了いたします。</p> <p>進行を事務局に戻したいと思います。よろしく申し上げます。</p>
事務局（課長）	<p>本日は、お忙しい中をご審議いただき、ありがとうございました。</p> <p>次回の会議は、10月中旬ごろに開催したいと考えております。後日、坂本から連絡しまして日程調整をさせていただきます。今後どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、誠にありがとうございました。</p>